広報ふたば

2015
11月号
災害版No.54

表紙写真：自分の思いをはっきり伝える…町立小学校公開授業

ずっと、ふるさと。双葉町。

平成27年11月1日発行　編集・発行／双葉町いわき事務所　秘書広報課

町民の皆さまへ

9月18日、公益財団法人理想教育財団、藤澤英昭理事はじめ関係者の来訪をいただき、町立学校に対しまして学校図書・教材を寄贈していただきました。財団の「児童・生徒が読書に親しむことは、豊かな創造性の開発や自己啓発の一助となる」との考えから今回の寄贈が行われました。

また、9月25日には㈱アイライフ、中林桂子様より都内において「東日本大震災復興支援チャリティーコンサート」を開催した際の入場料を義援金として寄贈していただきました。震災・原発事故より4年半を経過した現在においても、両団体の方には双葉町に関心を寄せて頂いていることに対しまして、感謝を申し上げました。

震災前の双葉町は、11月にもなると、ほとんどの田には稲刈り後の切株や再耕起された風景が一面に広がっておりました。

現在町では、帰町後の町の農業の再生について、様々な検討を行っております。そのような中、9月30日にオランダ大使館農務参事官のシンディ・ハイドラ氏を講師に招き、花卉に関する講演会を開催いたしました。町の農業再生モデル事業として花卉栽培も一つの手法として考えられることから、今後更なる検討を進めてまいります。

10月1日に双葉警察署本署が再開されました。震災後に福島警察署川俣分庁舎に仮庁舎が置かれ、平成24年10月には「道の駅ならは」を臨時庁舎として開設されておりました。今後復興事業の進展等に伴い、治安事象の多様化・複雑化に対応して頂けるものとして、再開を喜ばしく思います。

先月14日から県内外の会場において町政懇談会を開催しております。避難先によっては、開催場所が遠方になる方もいらっしゃいますが、この機会にぜひ町政全般について、町民の皆さまの率直なご意見やご要望等をお伺いしたいと思います。

10月6日、内堀雅雄県知事が双葉町内の現地視察を行いました。県知事就任直後から県内各地の震災・原発事故による被害状況や復旧・復興の現状を視察されており、今回2巡目の最初に双葉町を視察され、私から町内の各所を案内し、町の復旧・復興の更なる支援をお願いいたしました。

11月15日に第27回ふくしま駅伝競走大会が開催されます。震災直後は選手の方々が各地に避難された状況で、オープン参加となりましたが、今回は夏合宿を行い、選手同士の絆も強くなっていると聞いております。

選手の皆さまには体調を万全にされ、当日は練習の成果を思う存分発揮していただきたいと思います。

さらに、選手の皆さまが力を発揮できますよう、町民の皆さまの応援をよろしくお願いします。

日に日に秋が深まり、朝晩の寒さが加わってまいりました。町民の皆さまにおかれましては、くれぐれも健康に留意され、お元気でお過ごしになられますようお願いいたします。

双葉町長　伊澤　史朗

福島県知事が双葉町内を視察

10月6日、内堀雅雄福島県知事が双葉町内を伊澤史朗町長の案内で視察し、復興拠点としての開発が予定される場所などの現状を確認されました。

内堀知事は、初めに平成31年度の利用開始を目指す常磐道復興インターチェンジ整備予定地（寺沢字唐沢地内）を視察され、伊澤町長は図面を示しながら説明を行いました。復興インターチェンジと復興拠点とのアクセス道路となる県道井手長塚線を通過した際に知事は「今のままでは、まともなアクセス道路とはいえない。調整を進めたい」と発言されました。

続いて、ＪＲ双葉駅構内に入り、草が生い茂り時間が止まったままの駅のホームで町内復興拠点の長期構想について説明をしました。

津波被災地域の浜野、両竹地区では、避難解除準備区域の復興計画に基づき、復興産業拠点整備予定地や復興祈念公園について説明をし、津波から町民を守った高台にある諏訪神社から復興祈念公園整備予定地を確認しました。

内堀知事は、「国と連携して、アクセス道路や各種社会基盤の整備を進めていきたい」と県の取り組みについて話されました。

視察には、岩本久人町議会副議長が同行されました。

▲復興インターチェンジ予定地を確認

▲両竹地区の諏訪神社から復興産業拠点を確認

岡田常雄さん（三字）が全国社会教育連合表彰

双葉町社会教育委員として多年にわたり社会教育の発展に貢献した功績が顕著と認められ、岡田常雄さんが10月7日から9日まで大分県で開催された第57回全国社会教育研究大会大分大会の席上で全国社会教育連合表彰を受けられました。

10月13日、いわき事務所を訪れ、伊澤史朗町長、半谷淳教育長に受賞の報告を行いました。

岡田さんは、平成7年から現在に至るまで、双葉町社会教育委員として、また平成20年からは双葉地区社会教育委員連絡協議会長として、さらに平成24年からは福島県市町村社会教育委員連絡協議会副会長として社会教育の振興に積極的に取り組まれました。また、東日本大震災以降は、被災地の社会教育再生のために研修会を開催するなど、双葉地区の社会教育の振興に貢献されました。

伊澤町長は、「大変名誉な受賞おめでとうございます。常に研鑽努力し、社会教育の発展のためにご尽力されていることに感謝しています。町としましてもこの度の受賞を大変誇りに思います」とお祝いの言葉を贈りました。

岡田さんは、「大変光栄に思います。皆さんの協力のおかげです。今後も社会教育の振興のためにできる限りのことをしていきたい」と話されました。

菊池歩実さん（長塚一）がアメリカ研修を報告

8月5日から7日までの3日間にわたりアメリカニューヨークの国連本部で開催された世界的な民間団体（NGO）の式典に出席した双葉高校2年の菊池歩実さんが10月1日、有村文美教諭とともに双葉町いわき事務所を訪れ、伊澤史朗町長、半谷淳教育長に研修の報告を行いました。

式典では、世界中で人道的支援活動などを展開する個人や企業が表彰され、菊池さんは中国の高校生10人とともに発展途上国の首脳や人権活動家の前で「自然災害時の対応について」というテーマでスピーチし、小学校6年の時に被災した経験や避難生活の中で双葉高校に進学した喜び、戻れない故郷への想いや福島の現状を知る大切さを英語で伝えました。

伊澤町長は、その映像をタブレットで観ながら「世界の国々から集まった人たちを前に英語でスピーチしたことは、大変な努力が必要だったと思いますが、この経験はきっと大きな力になることと思います」と話し、菊池さんは「とても緊張しましたが、自分が伝えたいことが伝わるように自分なりに頑張りました。周りの人が応援してくれたり、緊張をほぐそうとしてくれたりしたのがうれしかったです。また、たくさんの人との出会いがあり、大変勉強になりました」と笑顔で答えました。

平成26年度 一般会計決算報告

平成 26 年度の一般会計の決算額は、歳入総額 482 億 4,413 万 2 千円（前年度比 635.8%増）、歳出総額 476 億 1,428 万 2 千円（前年度比 680.8%増）となりました。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は 6 億 2,985 万円となり、翌年度（平成 27 年度）に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は 5 億 7,336 万 1 千円の黒字となりました。

歳入　482 億 4,413 万 2 千円（前年度比 635.8%増）

【歳入決算の内訳】　（単位：千円・%）

区分	平成 26 年度 決算額	平成 26 年度 構成比	平成 25 年度 決算額	平成 25 年度 構成比	増減 決算額	増減 増減率
自主財源	2,765,231	5.7	2,910,711	44.4	△ 145,480	△ 5.0
町税	1,340,235	2.8	1,356,343	20.7	△ 16,108	△ 1.2
分担金及び負担金	1	－	731	－	△ 730	△99.9
使用料及び手数料	4,657	－	3,741	0.1	916	24.5
財産収入	3,881	－	2,315	－	1,566	67.7
寄附金	21,346	－	24,043	0.4	△ 2,697	△11.2
※1 繰入金	880,797	1.8	1,072,000	16.3	△ 191,203	△17.8
繰越金	458,421	1.0	403,501	6.2	54,920	13.6
諸収入	55,893	0.1	48,037	0.7	7,856	16.4
依存財源	45,478,901	94.3	3,646,129	55.6	41,832,772	1147.3
地方譲与税	43,630	0.1	45,878	0.7	△ 2,248	△ 4.9
利子割交付金	972	－	1,332	－	△ 360	△27.0
配当割交付金	1,987	－	1,592	－	395	24.8
株式譲渡所得割交付金	976	－	2,010	0.1	△ 1,034	△51.4
地方消費税交付金	72,207	0.2	58,776	0.9	13,431	22.9
自動車取得税交付金	5,874	－	12,583	0.2	△ 6,709	△53.3
地方特例交付金	286	－	577	－	△ 291	△50.4
※2 地方交付税	1,604,665	3.3	1,233,461	18.8	371,204	30.1
交通安全対策特別交付金	0	－	576	－	△ 576	皆減
※3 国庫支出金	41,075,620	85.1	1,310,676	20.0	39,764,944	3033.9
※4 県支出金	2,387,984	5.0	695,168	10.6	1,692,816	243.5
町債	284,700	0.6	283,500	4.3	1,200	0.4
歳入合計	48,244,132	100.0	6,556,840	100.0	41,687,292	635.8

※1 各種基金等から繰り入れるお金　※2 一定水準の行政サービスを提供するために国から交付されるお金（東日本大震災復興特別交付税を含む）　※3 特定の目的のために国から交付されるお金　※4 特定の目的のために県から交付されるお金

歳出　476 億 1,428 万 2 千円（前年度比 680.8%増）

【目的別決算の内訳】　（単位：千円・%）

区分	平成 26 年度 決算額	平成 26 年度 構成比	平成 25 年度 決算額	平成 25 年度 構成比	増減 決算額	増減 増減率
議会費	61,109	0.1	62,036	1.0	△ 927	△ 1.5
総務費	1,236,844	2.6	1,070,963	17.6	165,881	15.5
民生費	1,591,744	3.4	1,073,827	17.6	517,917	48.2
衛生費	208,472	0.4	167,168	2.7	41,304	24.7
労働費	51,752	0.1	64,584	1.0	△ 12,832	△19.9
農林水産費	42,246	0.1	108,958	1.8	△ 66,712	△61.2
商工費	57,175	0.1	43,777	0.7	13,398	30.6
土木費	360,771	0.8	359,731	5.9	1,040	0.3
消防費	190,195	0.4	149,796	2.5	40,399	27.0
教育費	804,548	1.7	180,107	3.0	624,441	346.7
災害復旧費	11,998	－	0	－	11,998	皆増
公債費	238,349	0.5	538,626	8.8	△ 300,277	△55.8
諸支出金	42,759,079	89.8	2,278,846	37.4	40,480,233	1,776.3
歳出合計	47,614,282	100.0	6,098,419	100.0	41,515,863	680.8

平成26年度　一般会計の主な事業と決算額

■ 総務費
- 双葉町復興事業計画策定事業　3,634万2千円
- 双葉町復興まちづくり長期ビジョン策定事業　2,991万6千円

■ 民生費
- 介護保険特別会計繰出金　1億4,089万9千円
- 国民健康保険特別会計繰出金　7,091万円
- 児童手当　9,759万5千円
- 福島県後期高齢者医療広域連合負担金　7,871万5千円
- 災害弔慰金　1億円
- ＩＣＴきずな支援システム事業　2億3,257万円
- 町内防犯・防災パトロール事業　9,621万2千円
- 町内防犯防災総合システム整備事業　1億9,112万1千円
- 復興支援員事業　7,452万円

■ 衛生費
- 総合健康診査事業　1,285万2千円
- 尿による内部被ばく検査事業　717万3千円

■ 商工費
- 双葉町商工会振興補助金　990万円
- 双葉町復興写真集発行事業補助金　489万円

■ 労働費
- 緊急雇用創出基金事業　5,175万2千円

■ 土木費
- 公共下水道事業特別会計繰出金　3億1,199万3千円
- 町道等環境整備事業　1,613万1千円

■ 消防費
- 広域圏市町村圏組合負担金（消防費）　1億230万9千円
- 組み立て式防火水槽整備事業　3,094万2千円

■ 教育費
- 仮設校舎等管理運営費　6億1,828万7千円
- 幼稚園就園奨励費補助金　2,412万3千円
- 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費　2,054万円

■ 災害復旧費
- 公共土木施設災害復旧事業　1,199万8千円

■ 諸支出金
- 公共用施設事業運営基金積立金　8億1,306万1千円
- 財政調整基金積立金　2億4,185万6千円
- 東日本大震災復興基金積立金　9億24万3千円
- 復興まちづくり基金積立金　3.450万円
- 中間貯蔵施設立地町地域振興交付金基金積立金　17億747万1千円
- 中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金積立金　389億円

平成26年度決算における主な財政指標等

■ 地方債と基金現在高

地方債現在高

会計区分	26年度末現在高
一般会計	28億3,032万円
公有林整備事業特別会計	2,483万9千円
公共下水道事業特別会計	17億8,441万3千円
合　　計	46億3,957万2千円

基金現在高(一般会計)

基金の種別		26年度末現在高
積立基金	財政調整基金	32億1,950万円
	減債基金	66万7千円
	その他の特定目的基金	486億1,353万4千円
	小　　計	518億3,370万1千円
定額運用基金	土地開発基金	2億2,070万円
	災害援護特別資金貸付基金	5,000万円
	その他の定額運用基金	1億589万円
	小　　計	3億7,659万円
合　　計		522億1,029万1千円

＊財政力指数

普通交付税の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去３ヵ年の平均値をいい、「１」に近くあるいは「１」を超えるほど財源に余裕があるとされています。

＊経常収支比率

人件費、扶助費、公債費などの経常的経費に、地方税、地方交付税などの一般財源がどの程度充当されたかをみる指標で、この比率が低いほど、財政構造に弾力性があるとされています。

■主な財政指標

◎財政力指数　0.81　（３カ年平均）

◎経常収支比率　65.9％

（臨時財政対策債を経常一般財源等から除いた比率：76.0％）

特別会計歳入歳出決算の状況

■ 特別会計とは、特定の事業を行う場合に一般会計と区別して経理する会計で、双葉町には以下の会計があります。

会　計　名	歳　　入	歳　　出	差　　引
国民健康保険	16億39万2千円	14億8,888万6千円	1億1,150万6千円
介護保険	10億5,738万7千円	9億5,785万9千円	9,952万8千円
後期高齢者医療保険	2,486万8千円	2,406万2千円	80万6千円
公共下水道事業	3億1,252万4千円	3億1,240万2千円	12万2千円
公有林整備事業	577万1千円	577万1千円	－
工業団地造成事業	216万5千円	203万3千円	13万2千円

平成26年度決算における主な財政指標等

平成 26 年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び資金不足比率は、次のとおりです。

1．健全化判断比率

（単位：％）

区　　分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率		将来負担比率
			３カ年平均	単年度	
平成26年度	—	—	14.8	11.37220	—
平成25年度	—	—	17.1	15.60201	—
比率の増減	—	—	▲ 2.3	▲ 4.22981	—

※表中において、実質赤字額、連結実質赤字額がなく、将来負担比率が算定されないため「－」と表示しています。

〔参考〕　（単位：％）

早期健全化基準	15.00	20.00	25.00	350.00
財政再生基準	20.00	40.00	35.00	

2．資金不足比率

（単位：％）

区　　分	資金不足比率	
	公共下水道事業特別会計	工業団地造成事業特別会計
平成26年度	—	—
平成25年度	—	—
比率の増減	—	—

※表中において、資金不足額かないため「－」と表示しています。

健全化判断比率及び資金不足比率とは

平成 19 年度に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、地方公共団体の財政の健全化を示すために定められた指標です。

双葉町では、「実質公債費比率」が高いことから、平成 18 年度に「公債費負担適正化計画」をスタートさせ、平成 21 年度には「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく「財政健全化計画書」を策定し、実質公債費比率の抑制に取り組んできました。比率の推移としては、平成 19 年度決算の 30.1％（3 ヵ年平均）をピークに、平成 20 年度以降は地方債残高の抑制努力により比率を徐々に引き下げ、平成 22 年度決算で早期健全化基準（25％）未満の 23.7％となり、平成 25 年度決算では公債費負担適正化計画より 1 年前倒しして、実質公債費比率が 18％を下回る 17.1％となりました。平成 26 年度決算では平成 25 年度決算から 2.3％減の 14.8％となりました。

［用語の説明］

＊実質赤字比率　普通会計（一般会計と公有林整備事業特別会計）における実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模）に対する比率です。

＊連結実質赤字比率　町の全会計を対象に実質赤字額（普通会計・国民健康保険特別会計、介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計）・資金不足額（公共下水道事業特別会計・工業団地造成事業特別会計）の標準財政規模に対する比率です。

＊実質公債費比率　経常的な一般財源に対する普通会計の公債費や公債費に準ずる債務負担行為（請戸川水系国営水利事業負担金等）、公営企業債（公共下水道事業特別会計）への繰出金、一部事務組合（双葉地方広域市町村圏組合、双葉地方水道企業団）への負担金のうち公債費に充てられた一般財源の割合で、過去３ヵ年の平均を求めたものです。

＊将来負担比率　現在かかえている負債が、将来、財政を圧迫する可能性が高いかを示すストック指標で、公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負担の標準財政規模に対する比率です。

＊資金不足比率　公営企業会計（公共下水道事業特別会計・工業団地造成事業特別会計）ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。

―生活物資支援事業のお知らせ―

毎年町民の皆さまからご好評をいただいております生活物資の支援につきまして、今年も各避難世帯に「ゆうパック」にて１２月中の配送を予定しております。

お届け先は、町に届け出のある避難先にしているところですが、例年、「保管期間満了」や「あて所なし」で多くの生活物資が戻ってくる状況です。

確実にお受け取りいただくためにも、お早目のお受け取りと、届出避難先の変更につきまして、手続きをよろしくお願いいたします。

なお、生活物資のお受け取りをご遠慮される場合は、問い合わせ先までお知らせください。

【問い合わせ先】　産業建設課　産業係
☎０２４６－８４－５２０９

ＰＭ４（ピーエム・フォー）ライトオン運動の実施について

例年、秋口から冬期にかけては、日没時間が早まるため交通事故が増加し、特に午後４時から午後７時の時間帯は、横断歩行者や自転車利用者等が被害者となる重大事故が多発する傾向があります。

また、日没前後は、下校、買い物、退社等により道路交通が錯綜する時間帯であることに加え、視認性が低下して周囲の状況が確認しにくくなり、ドライバーも一日の疲れが重なり集中力が低下しがちです。このような状況下で車両を安全に運転するためには、自車の存在をいち早く周囲に知らせるほか、交通の危険を早期に発見して回避することが重要です。

このため、これからの時期の交通事故防止対策として、ドライバーに対し「午後４時を目安としたライトの早め点灯」及び「ライトの上向き・下向きのこまめな切替え」による安全運転を促すなどにより、交通事故の防止を図ります。

◆期間…１１月１日（日）から平成２８年２月２９日（月）
◆主唱…福島県・福島県交通対策協議会

双葉町教育委員に
大久保敏己さん（山田）を再任

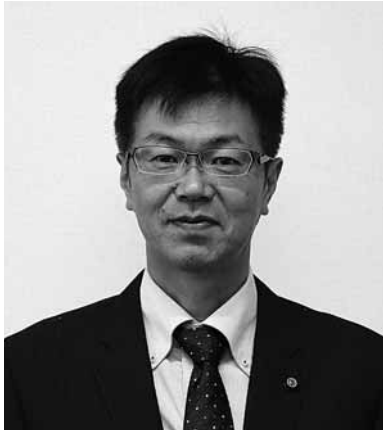

双葉町教育委員の任期満了に伴い、10月1日、いわき事務所において伊澤史朗町長から大久保敏己さんに任命書が交付されました。

任期は、平成31年9月30日までです。

双葉町人権擁護委員に
福岡　渉一さん（郡山）

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱するもので、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動を行っています。

相談は無料で秘密は厳守します。

任期は、平成27年10月1日から平成30年9月30日までです。

【問い合わせ先】福島地方法務局いわき支局
☎０２４６－２３－１６５１

温かいご支援をありがとうございます

▲9月18日、理想教育財団（本部・東京、羽山明理事長）様より双葉南・北小学校、双葉中学校にそれぞれ図書・教材（10万円相当）をご寄贈いただきました。

▲9月25日、株式会社アイライフ様より義援金（5回目）をいただきました。

ふたば福祉会に福祉車両「まあちゃん号」

【福祉車両「まあちゃん号」に関するお問い合わせ】
社会福祉法人ふたば福祉会
☎０２４６－８８－８０４０

９月１６日、社会福祉法人ふたば福祉会に福祉車両「まあちゃん号」が贈呈されました。

この車両は、震災後の双葉町の状況を知り、縁もゆかりもない中で、双葉町への寄付をされた方より、実兄の内山正美氏（生前まあちゃんと呼ばれていたそうです）が亡くなったことから、兄も双葉町民のために使っていただきたいとの遺志だったことを踏まえ、今回の寄付に至ったということです。

車両は、軽ワゴンの後部に車イスのまま乗降できる機能が付き、車体横には「まあちゃん号」の表示、ナンバーは「８３４１（やさしい）」と、車イスで外出等が困難な方に、ナンバーどおりにやさしい車両となっています。

ふたば福祉会では「寄付をいただいた方と、寄付者の亡くなられたお兄様の思いを踏まえ、グループホームせんだんの家の利用者の方を中心に、高齢福祉の向上のため利用していきたい」と話されていました。

臨時福祉給付金の申請はお済みですか？

臨時福祉給付金は、平成２６年４月からの消費税引き上げに伴い、所得の低い方々への負担を緩和するため、暫定的・臨時的に支給するものです。

平成２７年度住民税の課税状況により対象の条件を満たすと思われる方に、９月上旬から申請書をお送りしております。

期限が近づいておりますので、申請がお済みでない方はお早目に手続きをお願いいたします。

○対象者

平成２７年度住民税が課税されていない方

※課税者に扶養されている方は対象になりません。

※収入・所得がない方でも申告をしていないと臨時福祉給付金の対象とならない場合があります。住民税について申告がお済みでない方は、申告を行うようお願いいたします。

○支給額

対象者１人につき６，０００円

○受付（申請）期間

平成２７年１２月２５日（金）で終了いたします。

※郵送の場合は、当日消印有効といたします。

○支給について

第１回目の支給は１０月末に実施いたしました。以降毎月末に支給予定としております。(申請書受理後２カ月程度を要しますのでご了承願います)

【問い合わせ先】

・臨時福祉給付金について

健康福祉課　☎　０２４６－８４－５２０５

・住民税・所得の申告について

税　務　課　☎　０２４６－８４－５２０６

戦没者等のご遺族の皆さまへ

第十回特別弔慰金の請求を受け付けています

○支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成２７年４月１日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料等」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

１．平成２７年４月１日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

２．戦没者等の子

３．戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

４．上記１から上記３以外の戦没者等の三親等以内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き１年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○支給内容

額面２５万円、５年償還の記名国債

○請求期間

平成２７年４月１日から平成３０年４月２日

※請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

○請求窓口

双葉町健康福祉課　福祉介護係

または、現在お住まいの市区町村の援護担当課

※請求手続など、詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】　健康福祉課　福祉介護係

☎０２４６－８４－５２０５

ー住民生活課からのお知らせー

１１月１日から開始する「家庭内の片付けごみ」回収で、一部ごみステーションの位置を変更しておりますので、お知らせします。

○長塚（東邦銀行西：歩道上）⇒**双葉町公民館**

○新山（夢工房前：傾き危険）⇒**大昌堂印刷南側**

○両竹（２カ所：津波流出）⇒**両竹公民館前**

○中野（１カ所：津波流出）⇒**中野消防屯所前**

（マイナンバー）
個人番号制度が始まりました。

通知カードは、双葉町に登録されている住所に簡易書留で通知しています。
１１月中には、各避難先に届く予定です。
通知カードは、個人番号カードと引き換えになります。大切に保管しましょう。
なお通知カードは、ご希望により顔写真入りの個人番号カードが交付されます。

※個人番号カードとは…

プラスチック製のＩＣチップ付きカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号カード）と本人の顔写真が表示されます。
個人番号カードは、申請により通知カードと引き換え本人確認のうえ無料で交付されます。

※個人番号カードの取得方法

個人番号カードを希望する方は、郵送された通知カードの下についている申請書により次の方法により手続きしてください。

申請方法	受取方法
いわき事務所、郡山支所、埼玉支所で来庁申請	避難先に郵送
避難先の役所で来庁申請	避難先に郵送
同封の封筒について郵送申請	いわき事務所で来庁交付
パソコン、スマートフォンから申請	いわき事務所で来庁交付

申請または交付時に本人確認を行います。
○必要書類…個人番号カード申請書、通知カード、本人確認書類（下記参照）顔写真（縦 4.5 ㎝、横 3.5 ㎝）住民基本台帳カード（お持ちの方）交付通知書（来庁交付の方）

※本人確認書類

・住民基本台帳カード（写真入）・運転免許証・運転経歴証明書（交付年月日が平成２４年４月１日以降のもの）・旅券・身体障害者手帳・在留カード等のうち１点
・これらをお持ちでない方は、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され町長が認めるもの２点（例　健康保険証　介護保険証　学生証　預金通帳等）
○今後双葉町では、住民票等のコンビニ交付を予定していますが、個人番号カード申請書の　署名用電子証明書、利用者証明用電子証明書を不要にしますとコンビニ交付利用時に手続きが発生しますのでご注意ください。

※避難先を変更された方へ

10 月 5 日以降避難先を変更した方は、通知カードが変更前の住所へ郵送され、一度役場に返送されます。その後、新しい避難先に郵送いたします。
お手元に届くのが遅れる場合がありますのでご了承ください。
なお、11 月末までに通知カードが届かない場合は、下記にご連絡ください。

【問い合わせ先】
住民生活課　戸籍係
☎０２４６－８４－５２０４

税務署からのお知らせ

個人番号（マイナンバー）制度導入に伴い、国税手続きでは

その１：税務関係書類に番号を記載していただく必要があります！
税務署へ提出いただく申請書・法定調書等にマイナンバー・法人番号の記載が必要となります。

その２：申告書等を提出する際に、本人確認が必要になります！
税務署等に個人番号を記載した申告書等を提出する際は、本人確認書類の提示または本人確認書類の写しを添付していただく必要があります。

国税庁ホームページ⇒　http://www.nta.go.jp

国税に関する
マイナンバー制度の
最新情報は

社会保障・税番号制度<マイナンバー>
法人には、法人番号が通知されます。

平成28年度　双葉町職員（社会人）採用候補者試験
受　験　案　内

○受付期間　　平成27年11月2日（月）から平成27年11月20日（金）まで
○試 験 日　　平成27年12月6日（日）午前10時～

・受付は、月曜から金曜日の執務時間内（午前８時３０分～午後５時１５分）に行います。※祝日は除く
・郵送による申込書提出の場合は、平成２７年１１月１９日までの消印有効。
・申込用紙は、全職種について双葉町いわき事務所総務課（２階事務室）にて交付します。また申込書の郵送も可能です。（郵送での請求方法は、下記「６、受験手続及び受付期間」を参照してください。
※申込書の提出先は、双葉町いわき事務所総務課となります。郡山支所及び埼玉支所では受付できませんのでご注意ください。
また、申込用紙には添付する書類がありますので、早めに手続きをお願いします。

1　試験職種と採用予定人員

職　　種	行　政　職	土　木　職	建　築　職	保　健　師
採用予定人員	若干名	若干名	若干名	若干名

2　受験資格

【共通】民間企業等における職務経験を５年以上有する方、または青年海外協力隊等における活動経験を２年以上有する方（学歴は問いません）

行　政　職	昭和５１年４月２日から平成３年４月１日までに生まれた方
土　木　職	
建　築　職	
保　健　師	昭和５１年４月２日から平成３年４月１日までに生まれた方で保健師免許を有する方または平成２８年４月１日までに取得見込みの方

※ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。
①日本国籍を有しない者
②成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む）
③禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
④本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
⑤日本国憲法施行日以後において日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3　試験の方法及び内容

（1）第１次試験

試験種目	試験職種	出　題　分　野
社会人基礎試験（筆記）	行政職 土木職 建築職 保健師	・社会的関心と理解について問う分野、言語的な能力を問う分野、論理的な思考力を問う分野 ・社会人の職務・職場への適応性

（2）第２次試験（全試験職種共通）

試験職種	試　験　内　容		
行政職 土木職 建築職 保健師	（ア）	論文試験	論理性、表現力を見る
	（イ）	口述試験	個別面接による人物評価
	（ウ）	身体検査	医師発行の身体検査書を提出

4　試験の期日・場所及び発表

区　　分	期　　日	場　　所	合格発表
第１次試験	平成27年12月６日（日） 午前10時から	双葉町 いわき事務所	１月上旬
第２次試験	日時・場所などは、第１次試験合格者に通知します		第２次試験日から ３０日以内の日

5　合格者の採用

（1）　合格者は採用候補者名簿に記載され、平成２８年４月１日以後欠員が生じた都度採用されます。（この採用候補者名簿の有効期限は原則として、１年間です）

（2）　例えば、平成２８年４月１日付けで採用された場合は、最低でも平成２８年９月３０日までの期間は条件附職員として役場の行政事務補助員として業務に就いていただき、適性を判断した後各課に正職員として配属になります。したがって、正式採用は、平成２８年１０月１日以後になります。また、この条件附採用職員の期間に役場職員として相応しくないと判断された場合は、正式採用されない場合がありますのでご留意願います。

(注) 受験者本人並びに第三者に関わらず、採用を有利に運ぶ目的をもって便宜を図るための行為をした場合は、受験資格を失います。また、採用後この事実が明らかとなった場合は、採用が取り消されます。

7　試験結果の開示

試験の結果については、双葉町個人情報保護条例第１７条第１項の規定により、口頭で請求できます。ただし、電話、はがき等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする顔写真入りの書類（運転免許証、旅券等）を持参のうえ、受験者本人が直接、双葉町いわき事務所総務課へおいでください。

試　　験	開示請求できる者	開示内容	開示期間
第１次試験	第１次試験不合格者	総合得点・順位	合格者発表日から１カ月間
第２次試験	第２次試験受験者		

［問い合わせ先］
〒974―8212
福島県いわき市東田町二丁目１９－４
双葉町いわき事務所　総務課 行政係
☎０２４６－８４－５２０１

6　受験手続及び受付期間

（1）申込用紙の請求

※申込用紙は、双葉町いわき事務所総務課で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合には、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と**朱書き**し、**１２０円**切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形２号：240 ㍉ ×332 ㍉）を必ず同封し、**双葉町いわき事務所総務課**へ郵送してください。

※郡山支所及び埼玉支所での用紙の交付及び郵便請求による申し込みはできません。

なお、インターネットから出力できる環境がある場合は、町ホームページから申込用紙をダウンロードして使用することもできます。

【提出書類】

職員採用試験申込書、履歴書（市販のもの※必ず写真を貼付）、**誓約書**

（2）申し込みの方法

① 申込用紙に必要事項を記入して、双葉町いわき事務所総務課へ提出してください。
申込書を郵送する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込」と朱書きし、**82 円**切手を貼った宛先明記の返信用封筒（長形３号：120 ㍉ ×235 ㍉）を必ず同封してください。申込書は必ず簡易書留で郵送してください。

② 受験票を受領したときは、最近６か月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦６㎝ × 横 4.5 ㎝）１枚を写真欄に貼って受験当日必ず持参してください。（受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は受験できません）

（3）その他

① 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。これ以外の筆記用具は使用できません。

② 試験当日に自家用車で来られる方は、第一駐車場を利用してください。
電車を利用される方は、常磐線「植田駅」で降りてください。いわき事務所までは徒歩５分くらいです。

教育長からのメッセージ

いじめ、不登校について考える

いじめ問題の考え方

最近また、**いじめによる自殺者の問題**が全国的に話題になっています。決して起きてはいけない問題であることは言うまでもありません。でも毎年のように、全国のどこかの学校でこのような残念な事件が起きています。**どうすればこのような事件が防げるのか**、真剣に考えなくてはいけない問題です。

まず初めに、**いじめは子どもの間ではよく起こり得る**ことです。いじめは、特定の子どもへの無視や仲間はずれから始まり、やがて暴力へと発展します。そして殺人や自殺へと追い込まれるケースも見られます。このことは、大人社会でも見られることです。「人はなぜ他人をいじめるのか」、多くの学者や専門家が様々な見解を述べていますが、ここでは、その問題を議論するよりは、いじめはどこの学校でも起こり得る問題だと理解した上で、**「いじめ問題にどう対処すべきか」**という点に絞って考えていきたいと思います。今、全国のすべての学校、教育委員会に求められているのは正にこのことです。

学校、教育委員会が組織的に対応を

いじめ問題の対策として、学校では**子どもたちへのアンケート、職員会議での情報交換等**をします。問題なのは、アンケートや情報交換には出てこないケースがあること、そしてアンケートや情報交換で出てきたケースをいじめ問題として教師が理解しない場合です。更に問題なのは、いじめの場面を見ても、いじめの情報が得られても、**教師も子どもたちも見て見ぬふり、聞こえないふりをしてしまう**ことです。あってはいけないことですが、現に全国のいくつかの学校で起きています。このことは、今日の社会全体の傾向として、**「面倒なことに関わりたくない、巻き込まれたくない」**と考える人が多くなっているからではないかと考えています。こうした閉塞した社会状況、学校の状況下でいじめ被害者は誰からも救いの手を得られずに、やがて自殺に追い込まれてしまうのだと思います。実に残念なことです。

本町では、**「いじめは絶対に許さない、許されない」**ことを全教師が常に確認し、子ども達にも日頃より十分に理解させ、考えさせ、**学校全体で「ストップ、ザ･いじめ」に取り組む態勢**を築きます。見て見ぬふり、聞こえないふりをしない、**いじめの兆候が見られたらすぐに対処**する、困難なケースについては、教育委員会も組織的にサポートしながら問題の解決に全力で対処したいと考えています。

不登校の子どもへの対応

学校が抱えるもう一つの問題は**不登校傾向の子どもが増えつつある**ことです。町立学校にも、**震災の避難生活での様々な困難から不登校に陥った子どもたち**がいます。幸いにも、子どもたち一人一人への細かな支援の成果が実り、全員が元気に通学しています。一方で、**新たな悩みに直面し、学校に足が向かなくなるケース**も見られます。また、そうした悩みを解決するために**他市町村から本町立学校へ入学を希望する子ども**も最近見られます。学校に通えない理由は様々です。家庭の問題、学校での人間関係の問題、本人の問題等によるものです。以前のように、「必ず登校させる」という方法だけでは、対処が困難になってきています。むしろ、**「必ずしも登校しなくても良い」**という対処の仕方も必要になってきています。やがては登校させたい、という原則を持ちながらも、当面子どもの今抱えている問題や悩みを理解し、子どもが精神的に落ち着くよう、親や教師とコミュニケーションがとれ心を開けるよう、カウンセラーや医師の診断も受けながら、時間をかけ、場所を変え、方法を変え関わるようにしていきたいと考えています。

子どもの居場所作りと将来への可能性

学校は今、子どもたちにとって楽しい生活の場になっていないのではないか、という専門家の指摘があります。すべての子どもたちが登校したくなるよう、望ましい学校の雰囲気作りに努めると同時に、不登校傾向の問題を抱える**子どもたちの将来の可能性も考えなくてはいけない**と思います。したがって、様々な理由で登校できなくなってしまった**子どもたちの新たな居場所作りを考えていきたい**と思います。子どもたちの将来の可能性に目を向け、生きる喜び、人と関わることの喜びをすこしでも実感できるよう、そして**将来に向けて生きる力を育めるよう**、子どもたちのみならず保護者に対してもあらゆるサポートをしていきたいと考えています。

双葉町教育長　**半谷　淳**

双葉町立小学校で授業公開

１０月７日、いわき市錦町にある町立双葉南小学校・双葉北小学校で公開授業が行われました。
公開された授業は、１年生、２年生、５，６年生（複式）の授業で、「学ぶ喜びを味わい、確かな学力を身につける子どもの育成
～ＩＣＴ機器を生かした教科指導の実践～」を研究主題として行われました。各教室には、町教育委員や県内外の教育関係者、保護者の方々など約３０人が参観に訪れました。

５、６年生は外国語活動で、デジタル教科書や iPad、appleTV のＩＣＴ機器を活用しながら、行きたい国とその理由について英語で伝える授業が行われました。

２年生の授業は、国語の授業で、デジタル教科書やＣＤ、iPad を使って、音読劇「お手紙」の授業が行われました。

１年生は生活科の「見つけた秋を紹介しよう」という単元で、自然の中で遊んだりしたことを写真やデジタル教材の地図を使って友達や教師に紹介する授業が行われました。

大勢の参観者が見守る中でも児童達は緊張した様子も見られず、笑顔をみせながら集中して楽しそうに授業を受けていました。参観した皆さんもメモを取りながら熱心に見入っていました。

公開授業終了後、ＩＣＴ教育研修会が行われ、教育関係者の方々は福島県教育庁相双教育事務所指導主事の小林正和先生から指導助言をいただきました。

みんなで双葉町チームを応援しよう！

第27回ふくしま駅伝大会

１１月１５日（日）ふくしま駅伝大会（市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会）が、白河市総合運動公園から福島県庁前の１６区間、９５．１キロのコースで繰り広げられます。

ふるさとの想いをのせて双葉町のタスキをつなぐ選手の皆さんを当日、沿道や中継所で応援しませんか。皆さんの温かい声援が選手の大きな励みになります。応援をよろしくお願いします。

監督…白土　直裕　　コーチ…佐藤　剛　　ゼッケンNo. **40**

出場選手（敬称略）

1区	大久保七海	（松陰大学２年）
2区	畑中　高広	（双葉町駅伝部）
3区	森山　光昭	（双葉町駅伝部）
4区	山田　兼也	（東北学院大学２年）
5区	木幡　穣清	（双葉中１年）
6区	宮嶋　祐輔	（双葉町駅伝部）
7区	志賀　啓央	（米沢市立第四中１年）
8区	細澤　勇生	（柏崎市立東中３年）
9区	青木恵里奈	（猪苗代町立東中３年）
10区	酒井啓一郎	（東北大学２年）
11区	志賀　菜央	（米沢中央高校２年）
12区	山本　良春	（クレハ化学）
13区	秋元　正人	（双葉町駅伝部）
14区	白井　文人	（双葉町駅伝部）
15区	澤上　晶	（Ｊビレッジ）
16区	井戸川　俊	（福島大学３年）

婦人学級・生活学級の活動報告

婦人学級・生活学級は、各避難先において、学習を通して町民同士のつながりや絆の維持、発展のため取り組んでいます。
今月号では、しらゆり婦人学級（南相馬市）、たんぽぽ学級（郡山市）、さくら生活学級（つくば市）から活動報告が寄せられましたので、生活学級と併せてご紹介いたします。

楽しく学んで…自分磨き

しらゆり婦人学級（南相馬市）…そば打ち教室

９月３０日、渡邉善行さん（新山）、澤上敬さん（新山）の指導で、そば打ち体験に取り組みました。四苦八苦しながらも二八そばが完成し、香り豊かなおいしいそばに舌鼓を打ちました。

たんぽぽ学級（郡山市）…現地研修

９月１２日、新潟県の今代司酒造（蔵見学）、新潟ふるさと村、ヤスダヨーグルトにおいて親睦を兼ねた見学学習を行いました。

生活学級

いわき北、いわき南、ふくしま生活学級では、いわき市在住の蛭田充さんの指導で「双葉の昔話」の紙芝居制作に取り組んでいます。

いわき北

さくら生活学級（つくば市）…「双葉の昔話」の視聴会

双葉町に伝わる「双葉の昔話」を後世に残すために、さくら生活学級では、学級生の皆さんが全３９話を朗読し、ＣＤに収録しました。
９月２０日、出来上がったＣＤの視聴会を開催しました。

双葉町民ゴルフ大会

10 月４日、いわき市渡辺町にあるサラブレットカントリークラブにおいて、震災後初めてとなる双葉町民ゴルフ大会が開催されました。

大会は双葉ふれあいクラブの主催で行われ、県内外から参加した 43 人が、秋晴れのもと、18 ホールストロークプレーの新ペリア方式で競い合い、心地よい汗を流しました。

大会終了後の懇親会では、成績が発表され、お互いのプレーを称え合いながら楽しく交流を深めました。

結果は次のとおりです。（敬称略）

優　勝…江尻邦夫、準優勝…武内裕美、第３位…伊藤節夫、
第４位…高野利彦、第５位…永井幸雄

第２回福島県市町村対抗ソフトボール大会

10 月 17 日、好天に恵まれた中、相馬市光陽ソフトボール場において、県内 53 市町村のチームが参加し、ふるさとの誇りを懸けて戦う「第２回福島県市町村対抗ソフトボール大会」が開催されました。

試合はトーナメント方式で行われ、双葉町チームは１回戦を富岡町と対戦しました。両チーム共に避難生活によりメンバーが集まる機会が少ない中で、熱戦を繰り広げました。双葉町チームは惜敗しましたが、失点した直後に点を奪い返す粘りを発揮し、最後まで諦めない気迫でプレーし、会場からは大きな拍手が贈られました。

２回目　紙芝居の色塗り作業

しあわせ 金婚夫婦表彰

１０月６日、７日、１泊２日の日程で、いわき市内のホテルハワイアンズにおいて双葉町老人クラブ連合会主催による親睦交流会が開催され、県内外から６５歳以上の方々、約２０人が参加しました。

初めに、玉野憲一双葉町老人クラブ連合会長が、遠くから参加いただいたことへの感謝を述べ、５０年前の双葉町の様子を振り返りながら「本日は金婚夫婦の表彰が行われます。心からお祝いを申し上げたい。東日本大震災と原子力発電所の事故により先祖から受け継いできたもの、夫婦で築き上げてきたもの全てを失ってしまい無念でありますが、東北人が持っている我慢強さと粘り強さで乗り越えていきましょう」とあいさつしました。

金婚表彰では、浅倉哲也福島民報社いわき支社長から５組の表彰者がいる中で、出席いただいた橋本善吾さん、由美子さんご夫妻（茨城県日立市居住）と竹原天さん、久子さんご夫妻（いわき市居住）に表彰状と記念品のおしどり金メダルが贈られました。会場からは、２組の受賞された方々に大きな拍手が贈られました。

伊澤史朗町長は、「お元気に再会したことを喜び合い、交流を深めて楽しい２日間をお過ごしください」と祝辞を述べました。

続いて、佐々木清一町議会議長が祝辞を述べられました。

引き続き、「講談に見る　平和シリーズ」と題して、講談師神田京子さんによる講談が行われました。歴史上の史実や双葉にまつわる昔話を、張り扇と扇子で刻む講談独特の心地よいリズムの語りに、参加した皆さんは聴き入っていました。

平成２年度双葉中学校卒業生

同窓会＆厄払いのお知らせ

昭和５０年４月２日～昭和５１年４月１日に生まれた方で、平成２年度双葉中学校を卒業された方の同窓会及び男性の厄払いを開催します

避難等で連絡を取ることが困難な状況なので、この記事を見た方、及びご家族から連絡をとっていただき、代表幹事までご連絡をお願いします。

また、連絡の取れる同級生には、お互いに声をかけあっていただき、１人でも多くの方のご参加をお待ちしております。

・日　時…　平成２８年１月２日（土）
　　１２：００～１４：００
・場　所…　スパリゾートハワイアンズ
　　〒９７２－８３２６
　　いわき市常磐藤原町蕨平５０
　　☎０５７０－５５０－５５０
　　（ナビダイヤル）
・会　費…　参加者に別途お知らせします。

【連絡先】
平成２年度双葉中学校卒業生有志一同
代表　木村　直美（松本）☎０９０－５８３８－４４７６

双葉町避難地域住民交流会

心も体もリフレッシュ！

10月８日、震災前の地域住民のつながりをよみがえらせる機会として、今年で４回目となる日本赤十字社福島県本部主催の双葉町地域住民交流会が飯坂温泉ホテル聚楽において開催されました。郡山市や南相馬市、いわき市などの県内各地域からバスの送迎により約80人の町民の方々が参加して、再会を喜び合いました。

開会式では、初めに野崎洋一日本赤十字社福島県支部事務局長があいさつし、次に半澤浩司副町長が、交流会を開催していただいたことへのお礼とお集まりいただいた皆さんへの感謝の言葉を述べ、町の動きについて説明を交えながらあいさつをしました。

半澤副町長を囲んでの記念撮影後、バイキング形式の昼食をとったり、ゆっくりと温泉に入ったりしながらお互いの近況を報告し合い、避難生活の疲れを癒しながら交流を深めました。

参加した皆さんからは、「楽しかったので来年もまた実施してほしい」、「数年ぶりに再会した方もいて元気な顔が見られてうれしい」、「県外にもバスの送迎をしてほしい」との声が聞かれました。

参加した皆さんは、心も体もリフレッシュし、笑顔あふれる一時を過ごしました。

～学生等の皆さんへ～

ふくしま大卒等合同就職面接会を開催します

平成２８年３月新規大学等を卒業予定の方、平成２５年３月以降に大学等を卒業して、現在就職活動をしている方を対象に、正職員で雇用する計画のある県内企業との面接会を開催します。ぜひご参加ください。

～「若者応援宣言企業」を中心に県内企業５０社が参加予定～

○開催日時：１１月２８日（土）
（実施内容）事業所ＰＲタイム１１：３０～１２：４０
合同就職説明会　１３：３０～１６：００

○会　　場：ラコパ福島（福島市仲間町4-8）

○その他
① 事前申込不要、お気軽にお越しください。
② 参加事業者は開催１週間前までに、ホームページ上で公開します。

○主　　催
・厚生労働省福島労働局
・年度後半における集中的な就職面接会開催事業受託者：株式会社　飛馬
・福島県

※詳しくはお問い合わせください

【問い合わせ先】
株式会社　飛馬
☎０２４６－３８－６１１７

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管してください～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。

控除の対象となるのは、平成27年1月から12月までに納められた保険料となります。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、ご家族の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が送付されますので、年末調整や確定申告の際に必ずこの証明書または領収書を添付してください。（なお、10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納められた方へは、平成28年2月上旬に当該控除証明書が送付されます）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

【問い合わせ先】
ねんきん定期便・ねんきんネット等
専用ダイヤル：０５７０－０５８－５５５
自動音声でご案内します。自動音声案内に従って「3」を押してください。
※０５０から始まる電話でおかけになる場合は、☎０３－６７００－１１４４へおかけください。

【受付期間及び時間】
平成２７年１１月２日（月）～
平成２８年３月１５日（火）
・月～金曜日（午前９時～午後７時）
・第２土曜日（午前９時～午後５時）
※祝日（第２土曜日を除く）、年末年始はご利用いただけません。

１１月は ねんきん月間です

年金保険料、納めていますか？
この機会に年金加入状況の確認を！

日本年金機構は厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動を積極的に行います。

１１月３０日（いいみらい）は「年金の日」
「ねんきんネット」で未来の生活設計について考えてみませんか？

福島県最低賃金が平成27年10月3日から変わりました

―時間額：７０５円―

福島県最低賃金は、常用、臨時、パートタイマー、アルバイト等の名称にかかわらず福島県内の全ての労働者に適用され、使用者に対しては、罰則をもってその金額以上の支払いが強制されます。

最低賃金には、次の賃金は算入されません。
○精皆勤、通勤、家族手当
○時間外、休日の割り増し賃金及び深夜手当
○臨時に支払われる賃金、１カ月を超える期間ごとに支払われる賃金
※詳しくは、福島労働局労働基準部賃金室
☎０２４－５３６－４６０４
または、各労働基準監督署へお問い合わせください。

１１月は「ねんきん月間」、１１月３０日（いいみらい）は「年金の日」です！

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生計について考えてみませんか？

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることができます。（共済組合期間は除く）

「年金に未加入期間があるのでは？」「年金記録に漏れがあるのでは？」とご心配のある方は、ぜひご利用ください。

【問い合わせ先】
日本年金機構のホームページ（www.nenkin.go.jp/）でご確認いただくか、最寄りの年金事務所へ問い合わせください。

全国一斉
「女性の人権ホットライン」強化週間の実施について

法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会は、１１月１６日(月)から１１月２２日(日)までの７日間、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間として、夫・パートナーからの暴力やストーカーなど女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るため、電話相談の取り組みを強化します。

相談は、無料で秘密は守られます。人権擁護委員及び法務局職員が対応しますので、お気軽にご相談ください。

なお、強化週間の期間以外の日（土・日・祝日を除く）においても、午前８時３０分から午後５時１５分まで、相談に応じていますので、ご利用ください。

○期　間：１１月１６日(月)から１１月２２日(日)までの７日間

○時　間：午前８時３０分から午後７時まで（ただし、１１月２１日（土）と２２日(日)は午前１０時から午後５時まで）

○電話番号：０５７０－０７０－８１０（全国共通ナビダイヤル）

【問い合わせ先】福島地方法務局　人権擁護課
☎０２４－５３４－１９９４

11月10日㈫から11月16日㈪は　アルコール関連問題啓発週間です。

不適切な飲酒やその飲酒で引き起こされる様々な問題について考えてください。

ひとつでも当てはまれば **大問題です！**（アルコール関連問題カルタ）

よ 夜も昼も無性に飲みたい者は、酒屋や飲み屋ではなく、まず医者にいくべし！（毎日、大量に飲みすぎないこと、心配な場合は病院へ）

く クルマも自転車も、飲酒者は運転せぬこと！　犯罪者への道をひた走るなかれ！（お酒を飲んでの運転は犯罪。絶対にやめよう）

な 何があろうと妊娠中の飲酒は避けるべし！　赤子の赤は「赤ら顔」の赤にはあらず！（妊娠中の飲酒は、胎児にも悪い影響を与えます）

い 一滴たりとも、未成年は酒を飲むべからず！　たとえ少量でも心身へのダメージ巨大なり！（お酒は二十歳になってから、絶対に守ること）

で 泥酔しての大暴れが許されるのは、昔のカンフー映画の中だけなり！（酔っぱらって周りに迷惑をかけてはいけません）

す 末長く付き合っていくことになる内臓に、酒の飲み過ぎで迷惑をかけるべからず！（お酒の飲み過ぎは健康に悪い影響を与えます）

双葉農業普及所からのお知らせ

双葉農業普及所は、毎月県内５カ所で、避難されている農家の皆さんの相談窓口を設置しております。

窓口では、相談者の現在の状況を聞き取らせていただきながら、皆さんが必要な情報、（農産物・土壌モニタリング結果、原子力災害に対応した農業技術情報、資金・事業の紹介など）をわかりやすくご説明いたしますので、お気軽にお越しください。

11月の日程は右記のとおりです。

※町村問わずに最寄りの窓口にお越しください。

※右記以降の日程は随時お知らせいたします。

双葉農業普及所ブログ「ふたばの農業通信」に掲載しておりますので、ご利用ください。パソコン、携帯電話からご覧になれます（携帯電話のパケット料金にはご注意ください）

※時間：午前１０時～正午

11月 6日(金)	葛尾村役場三春出張所（三春貝山多目的運動公園管理棟）
11月13日(金)	富田町仮設住宅（郡山市富田町若宮前応急仮設住宅集会所）
11月19日(木)	双葉町役場いわき事務所（いわき市東田町地内）
11月20日(金)	浪江町役場二本松事務所（二本松市平石高田第二工業団地内）
11月27日(金)	大熊町役場会津若松出張所 産業建設課内

【問い合わせ先】相双農林事務所双葉農業普及所
☎　０２４０－２３－６４７４
ＦＡＸ　０２４０－２７－４７４７
川内普及所（川内村役場内）
☎　０２４０－３８－３４３４

相馬税務署からのお知らせ

1　平成22年分から平成26年分の所得税等の申告相談について

相馬税務署では、平成２２年分から平成２６年分の所得税（及び復興特別所得税）、消費税、贈与税及び相続税の確定申告がお済みでない方からの申告相談を受け付けております。

まだ申告がお済みでない方やご不明な点がある方は、まずは税務署までお電話等によりお問い合わせください。

相馬税務署　〒976-8602 相馬市中村字曲田 92-2
☎（代表）０２４４－３６－３１１１
※電話によるご相談やお問合せは、平日の午前９時から午後５時まで受け付けております。

2　不動産所得を有する方へ

相馬税務署では、適正かつ公平な課税を実現するため、不動産使用料の支払調書をはじめとする各種情報を収集・分析するとともに、納税者の方に自発的な適正申告を行っていただくための取組を充実させていくこととしております。

昨年、仙台国税局管内の税務署において、書面でのお尋ねなどにより申告内容の自主的な見直しを呼び掛ける取組を行った結果、不動産所得の申告漏れや計算誤りのあった方から修正申告書等が提出されております。

納税者の皆様におかれましては、適正申告を行っていただくため、申告内容の自己点検（見直し）を実施していただき、誤りがあった場合には自主的な修正申告書等の提出をお願いします。

※調査によらない自主的な修正申告書の提出については、過少申告加算税は課されません（無申告又は当初申告が期限後申告の場合は、無申告加算税が課される場合があります）。

3　平成27年分の所得税等の確定申告書作成会場について

平成 27 年分の所得税（及び復興特別所得税）、消費税及び贈与税の確定申告期における申告書作成会場は、次のとおり開設する予定です。

➢申告書作成会場
『相馬市振興ビル』相馬市中村字塚ノ町 65-16

➢開設期間等
平成 28 年２月１日（月）～３月 15 日（火）
午前９：００～午後４：００

※１　申告書作成会場の開設期間前と開設期間中、相馬税務署内には会場を開設いたしません。
※２　南相馬市内に税務署の申告書作成会場は開設いたしません。
※３　土日・祝日は、作成会場を開設いたしません。

4　申告書の便利な作成方法について

所得税、消費税及び贈与税の確定申告書の作成に当たっては、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」が便利です。

特に、収入が給与又は公的年金のみの方については、入力方法がより簡単・わかりやすくなります。

作成コーナーで申告書を作成して紙に印刷し、税務署へ郵送等により提出することができます。申告書の作成・計算誤りの防止、来署される納税者の皆さまのご負担も軽減できますので、是非とも国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をお試しください。

※　平成 27 年分については、平成 28 年１月に掲載予定です。

国税庁ホームページ⇒　http://www.nta.go.jp

年末調整説明会の開催について

11 月に福島県内各税務署において、平成 27 年分年末調整説明会の開催を予定しています。 詳しくは、源泉徴収義務者宛てに送付しています、年末調整関係書類をご確認ください。

なお、年末調整関係書類については、税務署にお届けのある住所あてに送付していますので、まだ送付されていない方につきましては、お問い合わせください。

【問い合わせ先】　相馬税務署　法人課税第一部門　☎０２４４－３６－３１１１
（音声案内で「２番」を選択してください）

5　東京電力㈱から支払いを受ける営業損害（将来分）に対する賠償金の所得税法上の取扱い等について

避難指示等により業務に従事することができなかったことやいわゆる風評被害などによる減収分に対して支払を受ける賠償金は、事業所得等の収入金額になります。

新たな営業損害賠償として一括で支払を受ける営業損害（将来分）に対する賠償金※１については、一定の事実が生じた場合には精算することが予定されているため、その精算の対象期間（５年＝６０月）中の時の経過に応じ、精算の対象期間中の各年分の収入※２として事業所得等の収入金額に算入します（中小法人の収益計上時期についても同じです。）。

※１　平成 27 年３月（避難指示区域外にあっては平成 27 年８月）以降将来にわたる損害に対して、減収率１００％の年間逸失利益の２倍（避難指示区域外にあっては直近の減収にもとづく年間逸失利益の２倍）が一括して支払われることとされています。

※２　毎月、賠償金の額の６０分の１相当額を６０カ月にわたり事業所得等の総収入金額に算入することになります。

※ 賠償金額が 600 万円の個人事業主の場合（イメージ）

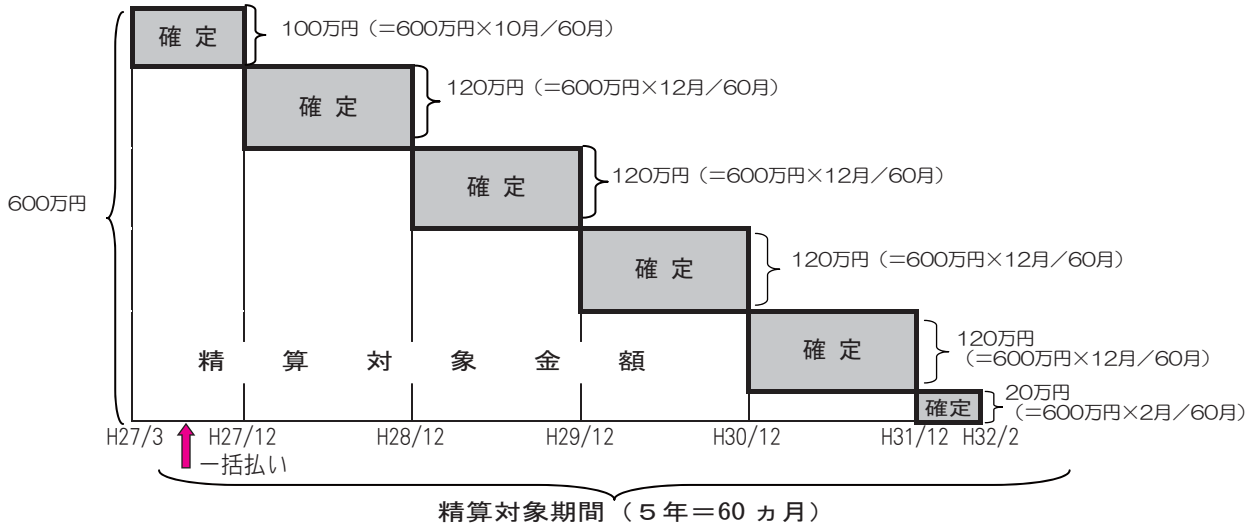

平成 27 年度　うつを学ぶ家族の相談会

電話またはＦＡＸにより、事前に申し込みください

うつ病と診断され治療中の方のご家族を対象に相談会を開きます。「うつ病の治療と運動・食生活」や「再発予防のために必要なこと」などを一緒に学んでみませんか。

また、思うようにならない辛さ、あせり等、ひとりで悩まずに、相談してみてください。

○対　象…うつ病で治療中の方のご家族

○場　所…相双保健福祉事務所（相双保健所）１階　第４相談室（公開講座は２階大会議室）

○日程・内容　　※参加費は無料です。（相談会で話された内容についての秘密は厳守されます）

日　　時	内　　容
第１回 11 月 11 日(水) １３：３０～１６：００	◇公開講座Ⅰ「うつ病の治療～効果的な運動と食生活～」 講師：精神科医師　堀　有伸　氏 ◇公開講座Ⅱ「うつ病と食生活～献立編」 講師：相双保健福祉事務所　栄養士 ◇家族相談
第２回 平成 28 年１月 18 日(月) １３：３０～１６：００	◇公開講座「うつ病の再発予防のために大切なこと」 講師：福島県立医科大学医療法人育成・支援センター 助教（臨床心理士）本谷　亮　氏 ◇家族相談
第３回 平成 28 年２月 29 日(月) １３：３０～１６：００	◇ミニ講話「軽く身体を動かしましょう」 講師：南相馬市　作業療法士 ◇家族相談・交流

【申し込み・問い合わせ先】福島県相双保健福祉事務所　障がい者支援チーム

☎０２４４－２６－１１３２　ＦＡＸ０２４４－２６－１１３９

生涯学習で　自分みがき・仲間づくり

教育総務課生涯学習係事業開催のお知らせ

11月　生活学級・婦人学級・行事等の日程

日	月	火	水	木	金	土
1 ふるさとの祭り	2	3 	4	5 ○はなみずき婦人学級(加須市) 現地研修	6 ○ひめ萩婦人学級(仙台市) 芋煮会 茂庭荘 10:00～	7 ○ふたば会(会津若松市) 茶話会
8 第42回勿来地区総合芸能祭 勿来市民会館 10:00開演	9 ○たんぽぽ学級(郡山市) ノルディックウォーキング 開成山公園	10 ○すみれ婦人学級(いわき市南) 七宝焼き いわき海浜自然の家	11 ◆かぞ生活学級(埼玉県加須市) 双葉の思い出描写 ふたば交流広場 13:30～	12	13 ◆いわき南生活学級(いわき市) 紙芝居教室③ ふたぱーく 10:00～	14
15 第27回ふくしま駅伝	16	17 ○ひまわり婦人学級(白河市) そば打ち体験	18	19 ○桜婦人学級(いわき市北) 絵手紙 いわき市文化センター 10:00～	20	21
22	23	24	25 ◆こおりやま生活学級(郡山市) 双葉の思い出描写 せんだん広場 13:00～ ◆ふくしま生活学級(福島市) 紙芝居教室③ アオウゼ小活動室2 13:00～	26	27 	28
29	30					

◆印・・・生活学級
○印・・・婦人学級

【問い合せ先】
双葉町教育委員会　教育総務課　生涯学習係　☎０２４６－８４－５２１０

環境省

福島環境再生事務所からのお知らせ

中間貯蔵施設について

◇環境安全委員会について

※９月１２日に福島県、双葉町及び大熊町等の委員からなる中間貯蔵施設環境安全委員会（第２回）が開催され、工事や輸送の状況等について報告しました。

※また同日、委員による双葉町及び大熊町内の中間貯蔵施設の保管場の現地調査が実施され、現場作業の状況等を確認いただきました。

※今後、委員会での意見を踏まえ対応を行い、中間貯蔵施設の保管場での安全確保に向けた取組みをさらに進めてまいります。

【問い合わせ先】
福島環境再生事務所 中間貯蔵施設等整備事務所　調査設計課
☎０２４―５６３―１２９３

◇試験輸送（パイロット輸送）について

※双葉町保管場への試験輸送（パイロット輸送）の状況は下記のとおりです。

○保管量：５，７７７㎥（大型土のう袋１袋の体積を１㎥として換算した量）

○輸送期間
- 双葉町（３月２５日～４月１４日まで）
- 浪江町（６月２３日～８月　４日まで）
- 葛尾村（６月２６日～８月　６日まで）
- 楢葉町（６月３０日～９月２５日まで）
- 郡山市（７月２７日～９月　９日まで）

※今後も町をはじめ関係機関と協議のうえ、各市町村から、それぞれの現地状況等に応じて概ね１，０００㎥程度を双葉町保管場へ輸送させていただきます。

消防署からのお知らせ

平成27年度防火標語
「無防備な　心に火災が　かくれんぼ」

―秋の全国火災予防運動が実施されます―

双葉消防本部
公認キャラクター
「ふたばちゃん」

ちょっと豆知識…

○全国的に火災に対して注意を呼びかける運動が始まったのは、1952 年（昭和 27 年）からで、当時は「全国大火撲滅運動」と呼ばれていましたが、翌 1953 年（昭和 28 年）からは「全国火災予防運動」の名称が使われるようになりました。

○「全国火災予防運動」は、年２回実施しています。
春：３月１日～３月７日　　秋：１１月９日～１１月１５日

死者の発生した住宅火災の原因
平成26年全国値

- **たばこ（１４６人）　⇒寝たばこはしない！**
- **ストーブ（１１０人）⇒可燃物を近くに置かない！**
- **放火（１０１人）　⇒周りに燃えやすい物を置かない！**
- **こんろ（４９人）　⇒離れる時は火を消す！**

秋が深まってきますと、空気が乾燥して火災が起きやすくなります。火の取り扱いには十分注意しましょう。また、寒くなり暖房器具を使用する場合は、事前に点検を行いましょう。

【消防署連絡先】　・浪江消防署☎０２４０－３４－７３６０　・富岡消防署☎０２４０－２５－２１１９

双葉町社会福祉協議会から
～健康運動教室、社協サロンのお知らせ～

こころとからだの健康のため、運動不足を解消しましょう。
お気軽にご参加ください。

１１月開催予定日

開催場所	住所・連絡先	開催月日	時　間
健康運動教室（健康講話、相談、運動機能の維持･向上等）			
福島市 北幹線第二応急仮設住宅集会所	福島市飯坂町平野内小原田 8-1 ☎080-6033-1196（宮田）	11 月 5 日(木) 11 月 19 日(木) 11 月 26 日(木)	13:30 ～ 15:00
白河市 郭内第二仮設住宅集会所	白河市郭内 151-29 ☎080-6290-5930（開発）	11 月 10 日(火)	10:00 ～ 11:30
双葉町コミュニティ施設 せんだん広場	郡山市御前南 2 丁目 73 ☎080-5746-8530（泉田）	11 月 30 日(月)	14:00 ～ 15:30
郡山市 富田町若宮前応急仮設住宅集会所	郡山市富田町字若宮前 15 ☎080-5746-8530（泉田）	11 月 30 日(月)	10:00 ～ 11:30
南東北総合卸センター２階	郡山市喜久田町卸 1 丁目 1-1 ☎080-5746-8530（泉田）	毎週火曜、水曜日 （祝日除く）	13:30 ～ 15:00
社協サロン（健康講話、相談、趣味、生きがいづくり交流等） ※社協サロンでは昼食を準備いたしますので、事前に申し込みをお願いします。			
白河市郭内第二仮設住宅集会所	白河市郭内 151-29 申込先☎080-6290-5930（開発）	11 月 4 日(水)	10:00 ～ 14:30
いわき市草野公民館	いわき市平泉崎字向原 28 申込先☎0246-38-7105（渡辺･野村）	11 月 12 日(木)	10:30 ～ 14:30
会津若松老人福祉センター	会津若松市城東町 14-52 申込先☎080-5746-8530（泉田）	11 月 16 日(月)	10:00 ～ 14:30
いわき市勿来市民会館	いわき市錦上川田 21 申込先☎0246-38-7105（渡辺･野村）	11 月 19 日(木)	10:30 ～ 14:30
南東北総合卸センター２階	郡山市喜久田町卸 1 丁目 1-1 申込先☎080-5746-8530（泉田）	11 月 20 日(金)	10:00 ～ 14:30

【問い合わせ先】双葉町社会福祉協議会　郡山事務所　☎０２４－９７３－５２９１【担当：泉田】

川内村　いわなの郷（さと）２０周年　第３弾　感謝祭

１１月２９日（日）　９：００～１５：００

第３弾は、今シーズン最後の釣りを楽しんでいただきたいと思います。

・さばき代・炭代は、無料となります。
・豚汁も無料で振る舞います。(数に限り有り)
　ぜひ、川内村　いわなの郷でごゆっくりお過ごしください！

※釣りは今シーズン最後ですが、幻魚亭・体験交流館・コテージは冬場も営業を続けます。

〔いわなの郷住所〕川内村村上川内炭焼場 516

【問い合わせ先】
幻　魚　亭　☎０２４０－３８－３５１１
体験交流館　☎０２４０－２５－８８０９

双葉の風だより

全国に避難されている皆さんから寄せられたお便りの一部をご紹介いたします

・中秋の　満月見て偲ぶ　仮の宿
・敬老会　招かれ嬉し　年令となり
・朝茜　秋風が誘う　味噌の汁
・限りある　命を絶えて　赤トンボ　葉陰にソット　姿隠して
・整地して　昆虫の住家もあらばこそ　そぞろ淋しさ　鳴く音聞こえず
・中秋の　満月を仰ぎて　偲ばるる　騎西の城の　松陰の満月

武内　恒雄（長塚二）

戦後７０年目を迎えて

８月１５日は今年もやってまいりました。

あの日から７０年が経過いたしました。あの日、朝７時のニュースで「本日、正午に天皇陛下から重大な放送がございます」とのコメントがありました。当時、私は旧制中学２年生で夏休み中でしたので、当日の昼・正午の「天皇陛下の玉音放送」はすべて聴くことができました。放送は、録音盤の再生でございましたので、雑音が多く聞きづらかったのですが、日本が「ポツダム宣言の受諾」をすぐに理解できました。

陛下の放送後には「ポツダム宣言」の内容についての詳しい説明があり、そのうえ「流言卑語」に惑わされないようにと繰り返し放送がありましたので、安心して「日本の敗戦」を容認でき、これから平和な時代が来ることに大きな期待で胸が膨らむのを禁じ得ませんでした。

それは、８月１０日、１１日に中浜部落はアメリカ空軍のグラマンＦ４・Ｆ５艦上戦闘機による空襲がありました。そのけたたましい機銃照射の爆音を、自宅の簡単な「防空壕」の中で、耳栓をしながら我慢したのです。その恐ろしさには震え上がる思いでした。そしてこれが唯一私の「戦争体験」です。

陛下は、アメリカ空軍の８月６日と８月９日の広島市と長崎市への原子爆弾投下による悲惨な状況を知り、決断されたものと思います。

先日国会では、「平和関連法案」が可決されましたが、憲法違反とも言われているこれらの法案が、政府が目指す「国民の安全と国際平和」に貢献できるのか、これからその真価が問われるのではないでしょうか。

９月寄稿　　古室　仁（浜野）

人のうごき９月分

敬称略

お誕生おめでとうございます

氏名	生年月日	保護者	行政区
鈴木（すずき）　杏奈（あんな）	9月12日	裕行・七瀬	長塚一
中川（なかがわ）　知駿（ちはや）	9月16日	雅斗・沙織	長塚一

お悔み申し上げます

氏名	年齢	死亡日	行政区
明間　明	86	9月 5日	山田
黒木　理	83	9月 7日	下長塚
北崎　チエ	76	9月16日	羽鳥
福岡イサヲ	89	9月16日	郡山
天野　義一	85	9月21日	三字
長塚　武男	87	9月22日	細谷
永井　達	85	9月23日	三字

双葉町民の避難状況

（平成 27 年 10 月 1 日現在）

・福島県内に避難されている方　4,051人
・福島県外に避難されている方　2,940人

※平成 23 年 3 月 11 日 時点の住民基本台帳人口から死亡者を引き、出生者と転入者を加えた人口を示しています。

「人のうごき」については、連絡のついた方で、了承の得られた方のみ出生、死亡の方の名前を掲載しています。

なお、掲載を希望しない場合は秘書広報課までご連絡ください。　☎0246－84－5202

記録として次の世代へ　きずな

ふるさと絆通信

第30号

ずっと、ふるさと。双葉町。

双葉町を忘れない

平成23年3月11日に発生した東日本大震災、そして福島第一原子力発電所の事故により、私たち双葉町民はふるさと双葉町を離れ、今もなお全国に分かれて避難生活を送っています。

先の見えない不安な生活の中で、町民の皆さんが毎日をどのような思いで過ごし、ふるさと双葉町への思いを抱き続けているのかを、皆さんの声をお聴きしながら「ふるさと絆通信」として連載していきます。

そして「ふるさと絆通信」を通して、皆さんの双葉町への思いと心の絆がより一層深まることを期待いたします。

「ふるさと絆通信」であなたの想いを伝えてみませんか。

ふるさと絆通信では、町民の皆さんへ想いを伝えていただける方を募集しています。避難生活での活動や日々の生活の中で感じていること、ふるさと双葉町への想いをこのコーナーでお話ください。双葉町民の方ならどなたでも結構ですので、ご連絡をお待ちしています。

―想いを伝える―

ふるさと絆通信は、株式会社鹿島印刷所（南相馬市）の記者が町民の皆さんの避難先を訪問し、インタビュー取材をさせていただいています。

掲載する文章は、インタビューの内容をもとに記者が作成しますので、インタビューをお受けいただいた方が文章を作成する手間はありません。

【問い合わせ先】 秘書広報課　☎0246-84-5202

志賀（しが）　仁（ひとし）さん

（鴻草）

ふるさと絆通信

●避難先●
栃木県下野市

昭和49年に建てた自宅は大地震による目立った被害も無く、被災から4年以上経った今、外見は何事も無かったかのように見えます。しかし、一時帰宅をする度、何者かによる侵入の形跡やこじ開け、動物による被害などが増えており、最近は目にするのも辛い状況になっています。また、自宅がある地区は浪江町と接しているため、1キロと離れていない町境界線の向こう側では除染や復旧工事などが行われおり、線一本を境に違っている状況に複雑な心境になることも少なくありません。

被災当時、長女は妊娠9カ月だったため、原発の爆発で放射能が拡散し、寒さも厳しく食べ物も無い中、県内の避難所に居られる状態ではありませんでした。そこで下野市内に住む義妹一家を頼り、この地に避難してきましたが、義妹家族以外、友人や知り合いも無く寂しいものでした。また、こちらでも地震被害や放射能による農産物被害があり、程度の差はあるにせよ、津波被害が無く福島原発から遠く離れているというだけで被災地であることには変わりありませんでした。

下野市に身を寄せてから間もなく、ボランティアの皆さんが避難者同士と地元住民の交流のために月2回ほど茶話会を開催してくれました。初めて参加した時、久々に耳にし交わした相双地方の言葉に安心感のようなものを感じました。また、この会は約1年ほど続きましたが、ボランティアの皆さんの勧めもあり、私たち避難者自身の自立につながればと、栃木県南部と隣接する茨城県西部で生活する避難者自身で組織された会「ふくしまあじさい会」を立ち上げ、私は事務局を務めさせていただいています。栃木県内には避難者組織が複数ありますが、避難者だけで構成されているのはこの会だけです。設立当初、会の活動は月1回程度の茶話会でしたが、季節に合わせた催しや旅行、地元諸団体との相互交流、お世話になっている地元へのささやかなお礼の意味を込めて清掃奉仕活動などを行っております。最近では9月中旬、会発足後第2回目の旅行企画として、地元パークゴルフ愛好団体の皆さんとともに1泊2日の福島ツアーを実施しました。相馬市の光陽パークゴルフ場でプレーを楽しみましたが、経路上、帰還困難区域で被災当時のままになっている故郷の姿や、無数に積み上げられた汚染物が収納された黒いフレコンバックの様子に、下野市内から参加された皆さんの中には涙を浮かべられる方もおりました。

避難後、子どもや孫たちの将来、特に安全面を考え、熟慮を重ねた結果、この地に永住することを決め、2年前には自宅が完成しました。しかし、故郷への思いは変わりません。そのため、ふくしまあじさい会の活動などを通して、福島県内ツアーを行うなど、自分たちでできる範囲ですが、少しでも故郷の応援になる活動を続けたいと思っています。

新野（しんの） ヒメ子（ひめこ） さん

（下条）

ふるさと絆通信

●避難先●
千葉県大網白里市

若い皆さんならまだしも、私のように間もなく90歳にさしかかろうとしてしている者にとって、ある日突然「見知らぬ土地での自立」という言葉を突き付けられても、精神的・体力的両面で過酷なものでしかないとすら感じることがあります。

私は夫と共に、自動車修理工場を営む子ども、孫やひ孫たちと、別棟ですが同じ場所で生活していました。孫は幼いころから「じいちゃん、ばあちゃん」と慕ってくれ、今でも私のことを気遣ってくれています。

原発事故により町を離れ、親類を頼って双葉町から約300キロ離れた千葉県大網白里市での生活を強いられています。被災前、米寿（88歳）のお祝いを迎えた夫は、こちらに来てわずか8日後に亡くなりました。長年連れ添った伴侶とかけがえのない故郷を同時に失ってしまったという失意のどん底に陥ってしまった状態で、涙が枯れるほど泣く日々が続き、自ら命を絶つことすら考えたこともありました。しかし、孫やひ孫たちの姿を目にすると、少しでも元気で孫たちに迷惑をかけないことが一番良いことだと決意しましたが、原発事故以降、過酷なストレスがかかったせいもあって、気持ちはあっても体がついていきませんでした。

夫を亡くしてしばらくの間、デイサービスに行くのも辛く、迎えが来ても、行くのを断ったり、数時間で帰宅することも多々ありましたが、周囲の皆さんからのご支援や励ましを受け、最近はデイサービスで楽しい時間を過ごせるようになりました。

原発事故で町を追われ、夫婦で苦労を重ね築いてきたものが全て奪われてしまいました。亡くなった夫のためにも、被害回復に向けた補償・賠償の請求をしたいと思っていますが、身近で対応できるところが見当たりません。また、報道や各種お知らせなどをみると、補償賠償などにかかわる書類や通知は個人ではなく世帯単位で行われているようで、同じ世帯でも、家族がそれぞれに補償賠償を望む場合にはどうすればいいのか全くわかりません。行政や東京電力には一律的な対応ではなく、一人ひとりの状況に応じた丁寧で親身な対応を強く求めます。

長年、夫は町議会議員やＪＡ理事を務め、町の住宅団地開発などが行われた時には用地の提供に応じるなど、故郷の発展に協力してきました。原発事故されなければ、お世話になった皆様の見送りを受け弔われたと思いますが、家族だけでひっそりと見送らざるを得ず、また、その後の回忌法要や納骨も行うことができません。これまでの人生、戦中戦後の混乱など苦労や危機は何度もありましたが、今はただ、愛し守ってきた故郷、そこで家族や友人、知人と共に過ごしてきた安らかな日々を返して欲しいそう願うだけです。

※懐かしい皆さんからのご連絡をお待ちしています。
【連絡先】０８０（６０１５）４３０１

酒井（さかい） 俊伸（としのぶ） さん

（長塚二）

ふるさと絆通信

●避難先●
埼玉県加須市

私は長男とともに長塚でクリーニング店を営んでいました。震災発生当日、平成22年分の確定申告の締切が翌週月曜日に迫っていため、午前中までに仕上げ作業を済ませ、午後から私は申告処理、長男は配達のため町内に出ていました。私は、もう少し早いうちから処理をしていれば良かったのですが、締切日前がちょうど週末だったこともあり、金曜日午後からの3日間あれば済ませられると思っていました。その処理の真っ最中、地震に襲われました。店舗兼自宅は地震のために被害を受けました。

その当時、私たち一家は、私、長男、母、妹の4人で生活していました。母はその年の正月に骨折し県立大野病院に入院し手術を受け、2月上旬に退院して以降、車いすでの生活を送っていました。そのため、地震で道路が損壊している中、長男が母を車いすに乗せたまま避難しました。長男は母の避難以降、消防団活動に加わり、私らは双葉北小学校で夜を明かしました。

震災に遭った3月、世間では年度末で忙しい時期ですが、暦の上では春とはいえ人々の装いがまだ「冬着」のままで、私たちの業界は比較的暇な時期でした。そのため、衣替え時期のようにお客様から数多くの衣料をお預かりしていることもありませんでしたが、被災翌朝からの避難指示により、お客様への連絡も取れず、店内の片づけ等もできない状態を強いられ、お預かりしたままになっているお客様の品物の確認や返還もできなくなってしまいました。

私たちは、双葉北小学校から川俣町内、さいたまスーパーアリーナを経て旧騎西高校に身を寄せ、平成25年6月に現在生活している加須市内の借上げ住宅に移り、長男は同市内で独立して生活しています。さいたまスーパーアリーナに到着して間もなく、母はさいたま市内の老人保健施設に入所することができましたが、原発事故と避難が大きな負担になったこともあって約1週間余りで容態が悪くなり、急に亡くなってしまいました。

旧騎西高校に移ってから、私と長男は町の臨時職員として避難所の警備や物資の仕事にあたっていました。さいたまスーパーアリーナでは、クリーニング業界関係者の皆さんが訪ねてきて、お見舞いや励ましを受けました。その時、埼玉県の業界団体役員から、同県内での就業や居抜きでの開業を勧められました。商売をする上での環境、将来の見通しと長男への負担、私の年齢などを考えると、長年、家族で力を合わせて守ってきた看板を下ろすのは辛いことですが、事業の再開を断念せざるを得ませんでした。

埼玉に避難して以降、こちらでは夏の暑さが身にこたえますが、故郷では、夏になるとアイロンの蒸気で汗だくになりながら長男と共に仕事をこなしていた日を思い出し、現在でも懐かしく感じることが度々あります。

渡邉（わたなべ） 浩二（こうじ） さん

（三字）

ふるさと絆通信

●避難先●
新潟県柏崎市

私は浪江町にあるスポーツクラブ・リーガルに水泳のインストラクターとして勤務していました。私は楢葉町出身で若い頃は広野町内の飲食店で働いていました。その時、リーガルに勤務している中学の後輩から水泳インストラクターの仕事を勧められました。飲食とはいえ居酒屋だったため水泳とは全く縁遠い存在でしたが、その後輩は私が中学生の時に水泳で地区大会に出場していたことを覚えていて声をかけたということでした。当時の私は夜型生活だったこともあり、今でいう「メタボ」体形になっており、このままだと体がダメになってしまうかもしれないと自他共に感じるほどでした。そこで、これも何かの縁と思い転職しました。

子どもの頃から体育をはじめ体を動かすことが好きで、泳ぐことは得意だったとはいえ、あくまでインストラクターとして「人様に泳ぎを教える」ことは全く別次元の話となり、転職後、呼吸から手足の動かし方まで、その後輩や上司が私のインストラクターとなって、みっちり仕込まれました。今思えば、よくやれたもんだなと感じますが、当時はまだ20歳代中盤、決して楽なことではありませんでしたが、若いこともあってか気が付けば水泳インストラクターとして形になっていました。また、妻とは職場で知り合い、双葉町民になったのも妻が同町民だったからです。

震災発生時、私は婦人コースのレッスン中で受講者様と共にプールの中にいました。地震の発生を受けて皆さんを安全に誘導し、揺れが落ち着くのを待って受講者を自宅まで送り届けるため送迎車で出発しました。同コースには震災発生前月まで浪江町請戸から通われていた受講者様がおりました。もし、その受講者様がレッスンを受けていたら、帰宅経路で津波に遭っていたかもしれません。後日、その方は無事だったと聞き安心しました。東日本大震災について、多くの皆さんが「未曾有…」という表現を使いますが、私自身にとってもその通りであると同時に、「生かされている」と感じた出来事となりました。

私たち一家は、避難指示で町を離れた後、仕事で単身赴任中だった義父を頼り、柏崎市に避難しました。当初、ワンルームのアパートに親子5人で押しかけ、その約1カ月後、同市内の借上げ住宅に移りました。避難後間もなく、生活の自立に向け職探しを始めたところ、私の前職を知った方から避難者支援のスタッフの仕事を紹介され、NPO法人地域活動サポートセンター柏崎に就職し、訪問支援員として現在に至っています。こちらには同じ原発立地地域という縁もあり、ピーク時には約2千人の方が身を寄せました。現在でも800人弱の皆さんが生活しており、同じ地域から避難を続ける皆さんの生活支援にあたっています。

前田（まえだ） 香織（かおり） さん

（下条）

ふるさと絆通信

●避難先●
東京都目黒区

双葉町住民の方ならば、私自身や私の名前を知らなくても、「国道6号線沿いの信州そば屋の娘」といえば、ピンとくるのではないでしょうか。現在、両親と祖母の3人は埼玉県加須市で生活しています。（店は避難以降休業中）

芸文協の芸能発表会に足を運んでいた方や、町内盆踊りに参加していた方は、私の歌う「民謡」や唄を聴いたことがあるかもしれません。伊藤美枝子先生が指導する民謡教室に3歳から通い始め4歳で初舞台を踏み、教室では比較的高齢の方が多い中、子どもは私一人で、皆さんからは大変可愛がられました。伊藤先生は町内盆踊りの唄い手を務めていたので、その後継者として私も盆唄を歌うようになりました。民謡歌手になったのかと聞かれることがありますが、美術の道に進み、双葉高校卒業後、茨城大学教育学部表現文化課程に進学しました。同大学を平成22年3月に卒業した後は、同年4月から美術講師として双葉翔陽高校に勤務していました。

震災発生当日は、勤務先の学校で次年度入学者の合格判定会議のため授業が無く、その会議中に地震が発生しました。幸い混乱はありませんでしたが、すぐに帰宅することができず、相馬方面を経由して川俣町の避難所に向かい、さいたまスーパーアリーナを経て旧騎西高校へと避難しました。その後、東京都内の友人宅に間借りしアルバイトをしながら就職活動を行い、平成23年5月から現在の勤務先であるデザイン系の会社に入社、同東京支社に所属し、パンフレットや店頭ＰＯＰのデザインを行う仕事をしています。離れて暮らす家族の元には1カ月に1度顔を見に行くようにしています。震災と原発事故に故郷を追われましたが、いつ何が起きてもおかしくないという心構えを持つようになりました。

避難後「双葉町に関わるものを残していきたい」と思うようになりました。震災前、双葉町を「何も無い田舎」という相対的な見方でしたが、震災後は「かけがえのない故郷」という絶対的な空間だったと認識するようになりました。今後はその記憶を残し記録していきたいと考えています。例えば、民謡を歌えること通して故郷の民謡を唄い伝えていくこと、絵を描いたりデザインすることを通して故郷の文化を保全していくこと、方言や民俗習慣などを表すグッズの作成、日常風景などのイラスト化などです。どれだけのことを実現できるか分かりませんが、私のライフワークとして取り組んでいきたいと思います。

双葉の方言を
イラストにしたもの
（本人制作）

ぼくの夢・わたしの夢

会津若松市立城北小学校６年　佐藤（さとう）　涼花（りょうか）さん（下条）

私の夢は、プロバスケット選手になることです。

小学３年生の時にバスケを始めました。週５回、３時間の練習です。練習はとても厳しいですが、バスケが大好きなのでどんな練習でもがんばれます。今年は、地区の選抜選手に選ばれて、よりレベルの高い練習ができました。また、他のチームの人達とも仲良くなり、友達もたくさんできて楽しかったです。

選抜の大会では、会津地区は４位という結果でしたが、新たな目標ができて良い経験になりました。

来年は中学生になります。中学に行っても、選抜選手に選ばれるようにがんばりたいと思います。そして、将来は世界に通用するバスケットボールプレーヤーになりたいです。

今月のベストスマイル

第２８回双葉町総合美術展、第２回双葉町民作品展に仙台市から来場した宮本和子さん（写真左：下条）佐々木佐智子さん（写真右：三字）の笑顔です。

―編集後記―

秋が一層深まり、山々や街路樹が美しく色づきました。いよいよ寒い季節の到来ですね。

今月の表紙は町立小学校の公開授業で、５、６年生が外国語活動学習の授業を受けている一場面です。児童たちは大勢の参観者がいる中でも楽しそうに先生の話に目を輝かせながら授業に臨んでいました。

10月には、ノーベル医学・生理学賞に北里大学特別名誉教授の大村智氏が、さらにノーベル物理学賞に東京大学宇宙研究所の梶田隆章教授の受賞の快挙が報道されました。長年にわたる研究者としての努力と熱意が実を結んだものであり、未来を担う子どもたちにも、大きな勇気と夢を与えたと思います。

町では、10月14日から11月中旬まで17会場で町政懇談会を開催しています。町民の皆さまの声を直接お聞きし、今後の町政運営に反映する機会ですので、避難先のお近くの会場にお誘い合わせの上、ぜひお越しくださいますようお願いします。

連絡先

○いわき事務所　〒974-8212　福島県いわき市東田町二丁目19-4
☎ 0246-84-5200　FAX 0246-84-5212、0246-84-5213
✉ futaba@town.futaba.fukushima.jp

○郡山支所　〒963-8024
福島県郡山市朝日一丁目20番２号
☎ 024-973-8090
FAX 024-933-5120
✉ fukushima@town.futaba.fukushima.jp

○埼玉支所　〒347-0105
埼玉県加須市騎西36番地１　加須市騎西総合支所１階
☎ 0480-53-7780
FAX 0480-53-7266
✉ saitama@town.futaba.fukushima.jp

○双葉町公式ホームページ　http://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/
携帯サイト　http://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/m/
○双葉町公式フェイスブックページ　つなげよう　つながろう　ふたばのわ
http://facebook.com/fukushima.futaba